

第3回嬉野市議会臨時会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
80	嬉野市嬉野総合運動公園等 指定管理候補者選定協議報告書	1

嬉野市嬉野総合運動公園等
指定管理候補者選定協議報告書

平成27年10月13日

嬉野市（総務企画部）

指定管理者選定委員会

1. 経緯

嬉野市嬉野総合運動公園等の指定管理者の選定にあたり、嬉野市（総務企画部）指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等をおこなった。

この度、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会 選定委員（順不同）

委員長	野辺田 晋	一社) 嬉野温泉観光協会専務理事
委員	向井 良久	税理士
〃	岡 典子	嬉野市商工会女性部役員
〃	中島 庸二	副市長
〃	池田 英信	総務企画部長
〃	山口 健一郎	産業建設部長
〃	田中 昌弘	市民福祉部長

3. 募集及び選定の経過

年 月 日	項 目
平成27年8月3日（月）	指定管理者募集の告示及び募集開始 広報手段 ・市の掲示板へ告示 ・市のホームページとして一般公募 ・班回覧により一般公募 配布場所 ・嬉野市役所財政課 ・嬉野市ホームページからのダウンロード
平成27年8月12日（水）	応募希望者への説明会実施 ・1社の参加あり
平成27年8月28日（金）	応募意思届出書提出締め切り ・1社より提出あり（2件の問い合わせ）
平成27年8月28日（金）	質疑の受付

～9月4日（金）	
平成27年9月4日（金）	質疑への回答
平成27年9月16日（水）	申請書及び添付書類提出締め切り ・応募意思届出書を提出した1社が申請
平成27年9月28日（月）	◎第1回指定管理者選定委員会 1) 指定管理者選定委員委嘱状交付 2) 委員長選出 3) 会議の公開・非公開等について 4) 指定管理者選定のスケジュールについて 5) 経過説明及び嬉野総合運動公園等 指定管理概要説明 6) 審査方法、選定基準、審査表について
平成27年10月9日（金）	◎第2回指定管理者選定委員会 1) 応募団体プレゼンテーション 2) 応募団体ヒアリング 3) 選定審査、最終協議
平成27年10月13日（火）	市長への協議報告書提出

4. 審査について

1) 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」、「嬉野市指定管理者募集要項」を基に、あらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）による応募団体への質疑をもとに厳正な審査を行った。

今回応募者が1社であったため、この1社が指定管理候補者として適当か否かについて審査を行った。適当とする判断基準は審査表による全委員の得点の合計の平均が7割以上とした。

2) 応募資格等

応募のあった1団体について、募集要項に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無等については、事務局より問題がない事の説明を受け確認した。

指定管理者募集要項（抜粋）

9 応募資格（欠格条項）

指定管理者の応募者は、申請時に嬉野市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。また、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者に応募することができない。

- ①地方自治法第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ②地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等
- ③地方自治法第211条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じられ、その停止期間満了の日から6ヶ月を経過しない法人等
- ④代表者が、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税を滞納している法人等
- ⑤会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている法人等
- ⑥市又は他の地方公共団体が行う建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている法人等
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

3) 選定評価項目、配点（詳細は別紙1を参照）

選定項目	配点
住民の平等な利用の確保することができること。	20点
施設の効用を最大限発揮させることができること。事業計画等が、施設の利用促進を図られること。	30点
施設の管理経費の縮減が図られること。	25点
施設を適正かつ安定して管理する能力を有すること。運営方針が施設の設置目的を達成できること。	25点
合計	100点

4) 応募団体

今回、応募した団体は、下記の1社のみ。

一般社団法人 嬉野市体育協会 (会長：行武 登)

5) 審査得点

選定項目	配点	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 F	委員 G
住民の平等な利用の確保することができること。	20	14	16	14	18	14	16	16
施設の効用を最大限発揮させることができること。事業計画等が、施設の利用促進を図られること。	30	23	23	22	24	21	23.5	24
施設の管理経費の縮減が図られること。	25	18	15	19	18	21	19	16
施設を適正かつ安定して管理する能力を有すること。運営方針が施設の設置目的を達成できること。	25	21	19	16	15	17	20.5	14
合 計	100	76	73	71	75	73	79	70
平 均	73.9点							

【プレゼンテーション要旨】

一般社団法人として、社会的な責務を果たすことを今まで以上に目指す。また、指定管理事業を受託する事は、この責務を果たす大きな機会と捉えている。

受託できたなら民間事業者の視点を持って業務を遂行していく。あらゆるてだてを講じて利用者増を目指す。それが全市民の健康増進、嬉野市の体育競技力の向上につながり、延いては、歓声の聞こえるスポーツのまちづくりに繋がって行くと考えている。

さらに、独自事業を実施し、交流人口の増加及び地域の活性化に寄与したい。

6) 審査結果

全審査委員の得点の合計の平均 73.9点

よって応募団体を指定管理候補者として決定した。

5. まとめ

1) 審査講評

審査項目のほとんどで得点は70%の選定ラインを超えているものの、以下の項目について特徴的であった。

◎70%未満(14項目中3項目)

・障がい者等の利用への配慮(障がい者や高齢者、子供等の利用への配慮が適切かつ具体的に示されているか。)・・・68%

・安定的な経理資源(管理業務に必要な経営資源(人員・物資・金銭・資格・ノウハウ)を具体的に認識しており、指定期間を通じてそれらを確保できるか。)・・・66%

・緊急時対策(緊急時に対応できる組織体制が組まれているか。)・・・68%

◎80%以上(14項目中2項目)

・平等利用、安全確保(市民の平等利用や、安全の確保等具体的な対応策を示しているか。)・・・88%

・地域、他施設との連携(地域、他施設との連携により利用促進・サービス向上につながる方策がとられているか。)・・・80%

以上のことから、平等利用、安全確保の審査項目には高評価を得ているものの、障がい者等の利用への配慮や、ひとにやさしいまちづくりを推進する市の施策との連携、UDに配慮した施設運営が求められる。また、緊急時対策は、すべての利用者の安心安全な利用ということから喫緊の課題であり再考をお願いしたい。

また、地域、他施設との連携という点には、市体育協会ならではの強みを発揮できており非常に高い評価を受けている。さらに強化し嬉野市の特性を発揮できるよう市内外の利用者の増、サービス向上を図りたい。

また、体育協会の利用料等収入増を求める経営体質の強化、利用率向上に向けたホームページ等活用した広報の実施や、市内外の利用者への誘致活動展開などの課題が意見として挙げられた。

2) 総評

今回、指定管理者制度を導入する施設は、みゆき球場といった体育施設を中心に、轟の滝公園プール、轟の滝公園等と管理カテゴリが多岐にわたっている。また、嬉野市全体の体育施設等うち、嬉野地区の施設に限定されたもので、市全体としての一体性を維持しつつ、指定管理者としての独自性を発揮しなければならない厳しい条件であったと推測する。

審査にあたっては、利用者の利便性の向上を第一主義に、経費の効率的な運営、利用者の平等利用に関する項目、安定的な施設運営に関する項目の視点から書類審査を行った。

さらに面接審査を踏まえ、指定管理候補者として一般社団法人 嬉野市体育協会を選定した。

当面、これら体育施設等に嬉野、塩田地区の利用許可体系の問題、総合運動公園内のプールの利活用の問題、嬉野市が推進する《ひとにやさしいまちづくり》に対応した万人が等しく利用できる施設環境づくりと課題は多い。

本選定委員会としては、前述した嬉野市全体の施設についてその一体性を維持することが、利用者への最大のサービス向上という視点から、嬉野市全体の施設について早急な指定管理者制度の導入が望ましいという意見を付して総評とする。

今後、市と指定管理者とが積極的に協力して、利用者目線の利便性の向上、経費の効率的な運用に努力していただきたい。

指定管理者選定評価項目（評価点と配点）

選定基準の項目		審査項目	審査の視点	配点
1	住民の平等な利用の確保することができること。	1 管理運営の経営方針	経営方針が、施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。	10
		2 平等利用、安全確保	市民の平等利用や、安全の確保等具体的な対応策を示しているか。	5
20	(条例第5条1-1)	3 障がい者等の利用への配慮	障がい者や高齢者、子供等の利用への配慮が適切かつ具体的に示されているか。	5
2	施設の効用を最大限発揮させることができること。	4 自主事業の実施計画	自主事業の計画は、内容に具体性があり、利用促進・サービス向上につながるものか。	10
		5 サービス向上・利用促進の方策	利用者の特性・ニーズに合ったサービス向上・利用促進の方策がとられているか。	10
30	(条例第5条1-2) (要項11(2)③)	6 広報・モニタリング計画	利用者への情報提供、広報宣伝に関する考え方は適切か。利用者の意見聴取と管理業務への反映について具体的な方策はあるか。	5
		7 地域、他施設との連携	地域、他施設との連携により利用促進・サービス向上につながる方策がとられているか。	5
25	(条例第5条1-2)	8 施設の管理運営に係る経費内容	提案された収支予算書は妥当であるか。	15
		9 収支計画	収支計画の内容は適切か、実現性の高い計画となっているか。	10
4	施設を適正かつ安定して管理する能力を有すること。	10 組織状況、財務規模	事業内容に比べて、組織体制は過少ではないか。経営状況に問題はないか。	5
		11 職員配置、研修計画	職員配置は適切か。人材育成、研修計画は施設の安定的運営、利用者サービス向上に役立つものであるか。	5
		12 運営能力	現在の業務について、良好な成績で運営を行っているか。	5
		13 安定的な経理資源	管理業務に必要な経営資源（人員・物資・金銭・資格・ノウハウ）を具体的に認識しており、指定期間を通じてそれらを確保できるか。	5
25	(要項11(2)①)	14 緊急時対策	緊急時に対応できる組織体制が組まれているか。	5
合計				100